

大阪府融資制度保証 新型コロナウイルス感染症に係る保証の概要

保証料補給対象

制度名称	新型コロナウイルス感染症対応緊急資金			新型コロナウイルス感染症伴走支援型資金	経営安定サポート資金（経営安定資金）		
	府 新型コロナ①	府 新型コロナ②	府 新型コロナ③	府 伴走資金	府 経安4号	府 経安5号	府 危機関連
市町村長の認定	—	4号	5号	4号・5号・危機関連	4号	5号	危機関連
対象者	府内において事業を営んでおり、新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けている中小企業者で、最近1か月の売上高が前年同月に比して10%以上減少している方等（※）	府内において事業を営んでおり、新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けている中小企業者で、中小企業信用保険法第2条第5項第4号に該当する者として市町村長の認定を受けた方	府内において事業を営んでおり、新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けている中小企業者で、中小企業信用保険法第2条第5項第5号に該当する者として市町村長の認定を受けた方	府内において事業を営んでおり、新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けている中小企業者で、以下の(1)～(3)のいずれかに該当する者として市町村長の認定を受けた方 (1) 中小企業信用保険法第2条第5項第4号 (2) 中小企業信用保険法第2条第5項第5号（売上高等減少率が15%以上のものに限る） (3) 中小企業信用保険法第2条第6項	府内において事業を営んでおり、中小企業信用保険法第2条第5項第4号に該当する者として市町村長の認定を受けた中小企業者	府内において事業を営んでおり、中小企業信用保険法第2条第5項第5号に該当する者として市町村長の認定を受けた中小企業者	府内において事業を営んでおり、新型コロナウイルス感染症に起因して、経営に影響を受けている中小企業者で、中小企業信用保険法第2条第6項に該当する者として市町村長の認定を受けた方
対象資金	運転資金・設備資金			運転資金・設備資金	運転資金・設備資金		
融資限度額	2億円 うち無担保8,000万円	2億円 うち無担保8,000万円		4,000万円	2億円 うち無担保8,000万円		2億円 うち無担保8,000万円
保証期間	7年以内（据置1年以内）			10年以内 （据置5年以内）	7年以内（据置1年以内） ただし運転資金のみの場合は据置6か月以内		10年以内 （据置2年以内）
信用保証料率	責任共有基本体系 有担保 年0.32%～ 1.62% 無担保 年0.45%～ 1.90%	年0.90%	年0.80%	年0.85% （経営者保証なしの場合） 年1.05% ただし保証料補給あり 年0.65%～0.85% 【実質】 年0.20%	年0.90%	年0.80%	年0.80%
貸付利率	固定 年1.20%			固定 年1.20%	金融機関所定利率		固定 年1.20%
保証人	原則として法人代表者以外は不要			原則として法人代表者以外は不要	原則として法人代表者以外は不要		

※業歴が3か月以上1年1か月未満の場合は、最近1か月の売上高が、「過去3か月(最近1か月を含む。)の平均売上高」、「令和元年12月の売上高」または「令和元年10月から12月の平均売上高」のいずれかに比して10%以上減少している方

詳細については、[大阪府Webサイト（外部サイト）](#)をご確認ください。